

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(第4版)」
改訂の概要について(要約版)

2009年2月
内閣官房情報セキュリティセンター

1. 第2次情報セキュリティ基本計画案を踏まえた対応

1-1 政府機関におけるPDCAサイクルの各プロセスにおけるマネジメントの強化への対応

最高情報セキュリティアドバイザーの設置を義務化し、専門家の指示やアドバイスが組織全体に迅速かつ確実に反映できる仕組みを構築。

2. 技術・環境の変化への対応

2-1 ウェブの閲覧・送信時の危険性への対応

ウェブクライアントのセキュリティ設定、ウェブサイトへの情報送信時の安全確認に係る対策を追加。

2-2 電子メールのボット被害の危険性への対応

電子メール送信時認証を基本遵守事項に変更。

2-3 無線LAN環境の脆弱性への対応

要機密情報を取り扱う無線LAN環境については、通信内容の暗号化を必要とすることを追記。

3. 実務に則した遵守事項の見直し等

3-1 基本編と情報システム編への分割

2編分割により、省庁対策基準の決裁レベルを分けることを容易にし、より機動的な運用を可能とする。

3-2 遵守事項の集約

文書整備に係る遵守事項等を集約し、分かりやすさの向上を図る。

3-3 政府機関統一基準解説書の記述の明確化 等